

## 「タウン情報」掲載基準

### 1 目的

この基準は、学校、国・自治体の外郭団体、公共の利益に資する団体などの活動及び自主的なサークルの催し物で、積極的に区民に周知すべきものなどについて、「広報いたばし」の「タウン情報」に掲載する場合の基準を定めることを目的とする。

### 2 対象

「タウン情報」に掲載できる団体などは、次のいずれかに該当するものとする。

- ① 学校、国・自治体の外郭団体、商連、産連、町連、文化連、体育協会、保育園・幼稚園、福祉団体、各種組合などの公共性のある団体
- ② 自主的に活動するサークル
- ③ 民間企業、商店街振興組合、産業団体などが公共的活動をする場合（ただし、生業に明らかに見返りがある場合や各事業者の利益になる場合を除く）
- ④ 個人の活動で、区民に周知すべき価値がある場合
- ⑤ その他、広聴広報課長が適当と認める団体など

### 3 掲載基準

- ① 掲載記事は、「広報いたばし」で区民に周知するのにふさわしいかどうか、内容の公共性・公益性・一般性、他の広報手段の有無などを総合的に勘案して、広聴広報課長が決定する
- ② 政治・宗教・営利目的の団体・催しは掲載できない
- ③ 金額の制限は特に設けないが、高額なものは優先順位が下がるものとする
- ④ フリーマーケット・バザーなど、個人の利益になるものは、売り上げの全部または一部を、区・社会福祉協議会などへ寄付する場合に掲載する
- ⑤ 同一内容の掲載は年1回とする

### 4 申込

- ① 申込は、タウン情報掲載申込書により、窓口・郵便・FAX・Eメールで受け付ける
- ② 申込は、掲載希望号の発行日3か月前～1か月前に受け付ける

### 5 付則

この基準は、平成12年12月9日から施行する  
この基準は、平成15年10月10日から施行する  
この基準は、決定日から施行する